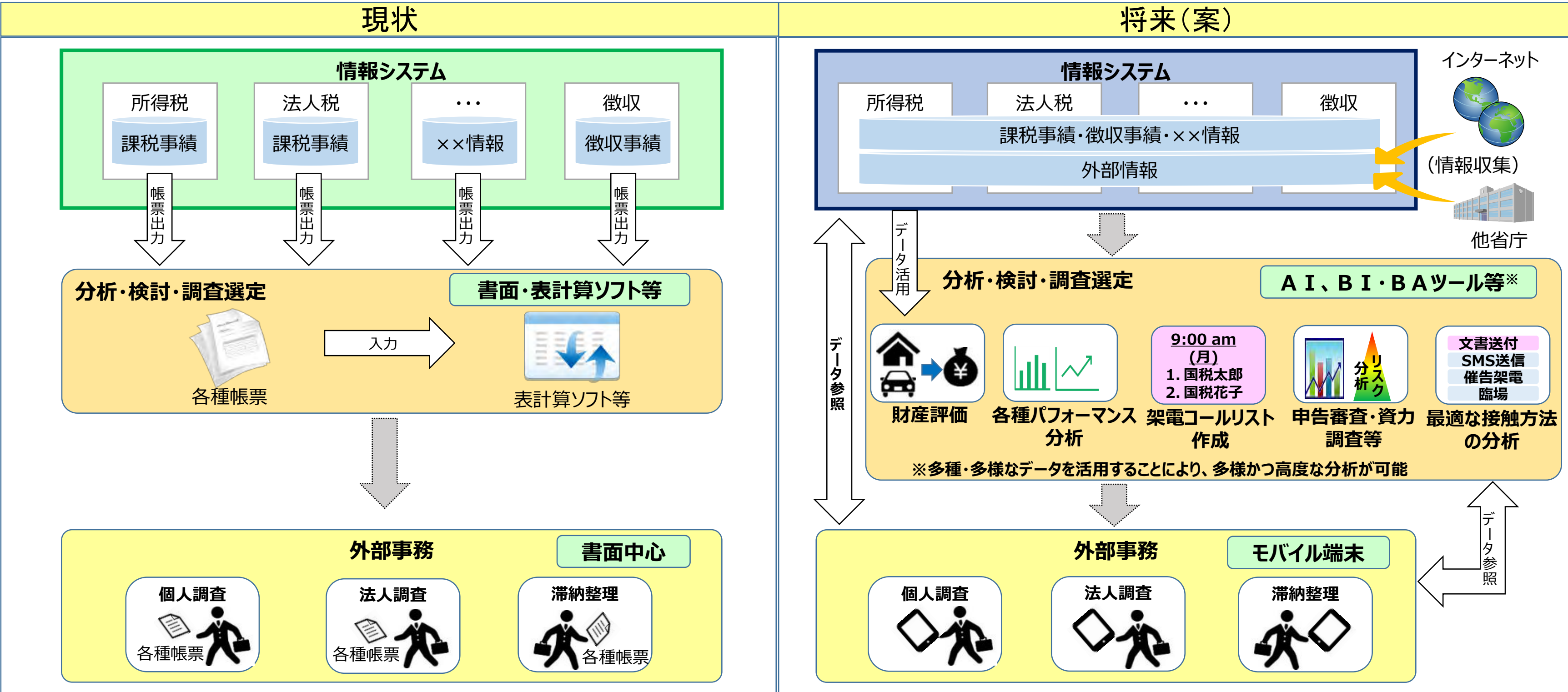


調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

情報の一元管理を図りながら、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。



将来業務

- ✓

事務系統横断的なデータ管理
- ✓

情報収集の拡大（他省庁やインターネット上の情報）
- ✓

データ中心の事務（ICT・AIを活用した各種分析の実施）
- ✓

モバイル端末を活用した外部事務

(注) 1 検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 将来（案）については現在検討中のものであり、今後変更の可能性があります。

※ BI（Business Intelligence）ツール：大量のデータを分析・可視化し、迅速な意思決定を補助するツール。

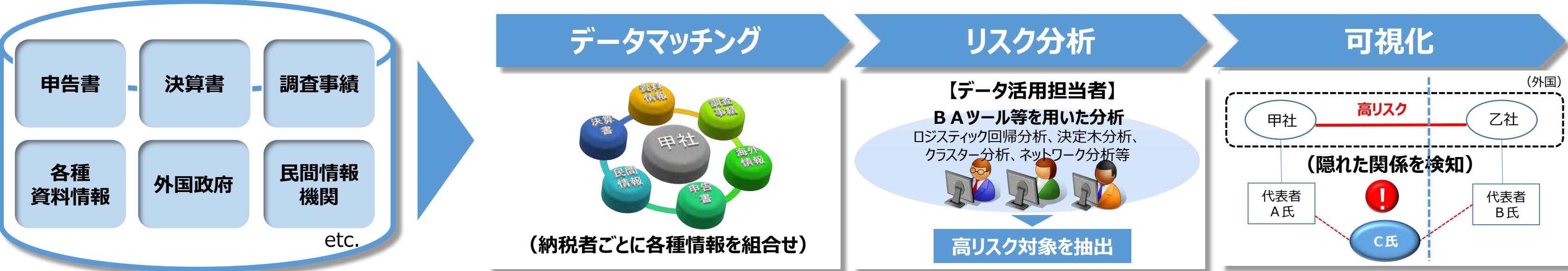
※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

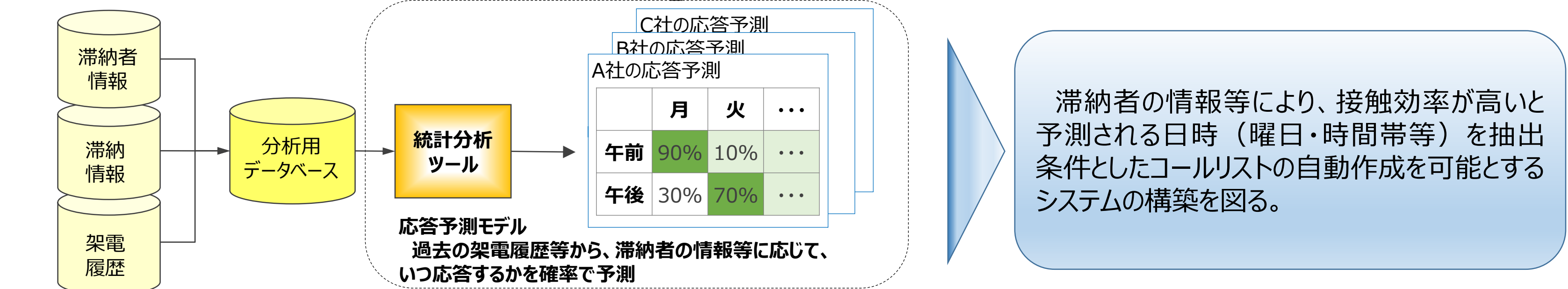
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics） ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

情報収集の拡大

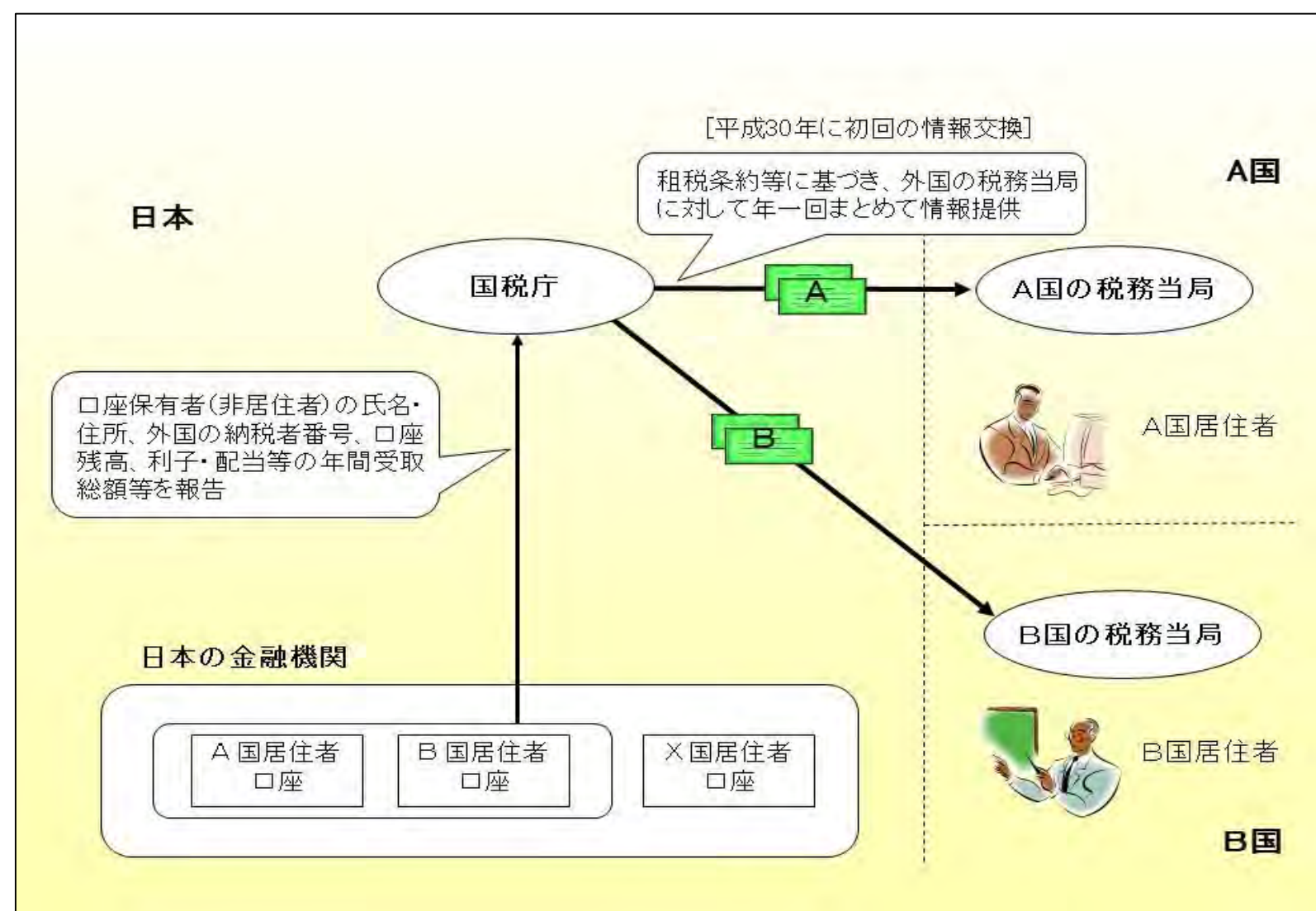
【取組例⑨】CRS※に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

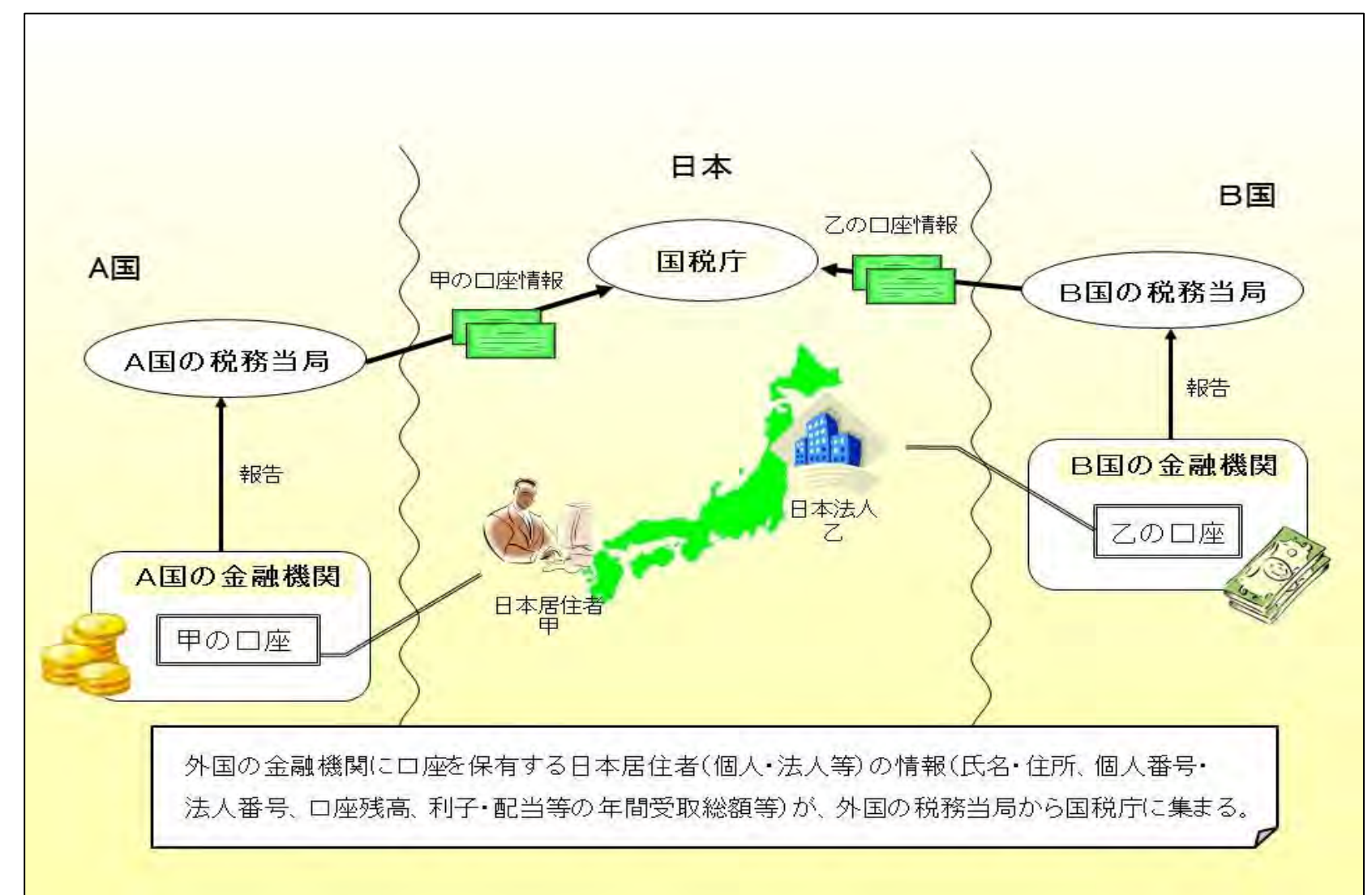
「日本の対応」

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

〔日本から外国への情報提供のイメージ〕



〔外国から日本への情報提供のイメージ〕



情報収集の拡大

CRS情報※の自動的情報交換 地域別 受領・提供 口座数

※ CRSに基づく非居住者金融口座情報
(平成30年10月31日現在)

欧州・NIS諸国 (42)					
アイスランド	(英)マン島	スイス	(ド)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アイルランド	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英) ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英) ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	
(英) ジャージー	サンマリノ	(ド) グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	

北米・中南米 (23)
アルゼンチン
ウルグアイ
(英) アンギラ
(英) 英領ヴァージン諸島
(英) ケイマン諸島
(英) ターコス・カイコス諸島
(英) バミューダ
(英) モンセラット
カナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭) アルバ
(蘭) キュラソー

欧州・NIS諸国
受領: 202,455 (35)
提供: 8,548 (35)

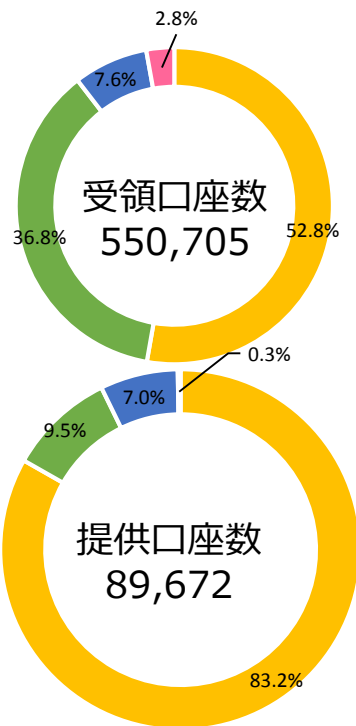
北米・中南米
受領: 41,915 (13)
提供: 6,259 (9)

アジア・大洋州
受領: 290,660 (11)
提供: 74,636 (10)

中東・アフリカ
受領: 15,675 (5)
提供: 229 (4)

中東・アフリカ(8)
アラブ首長国連邦
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

アジア・大洋州 (15)			
インド	サモア	(中) 香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中) マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マレーシア
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	



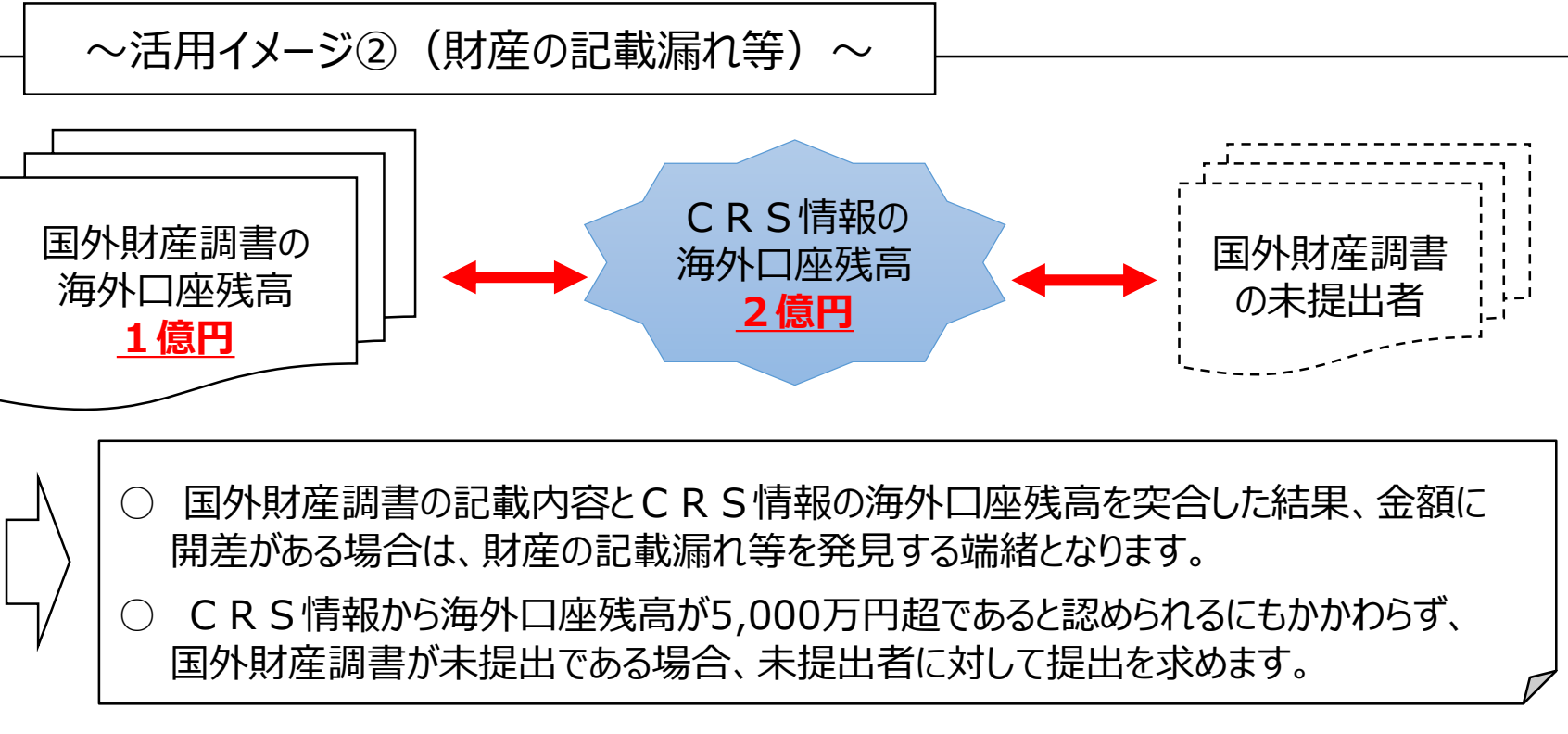
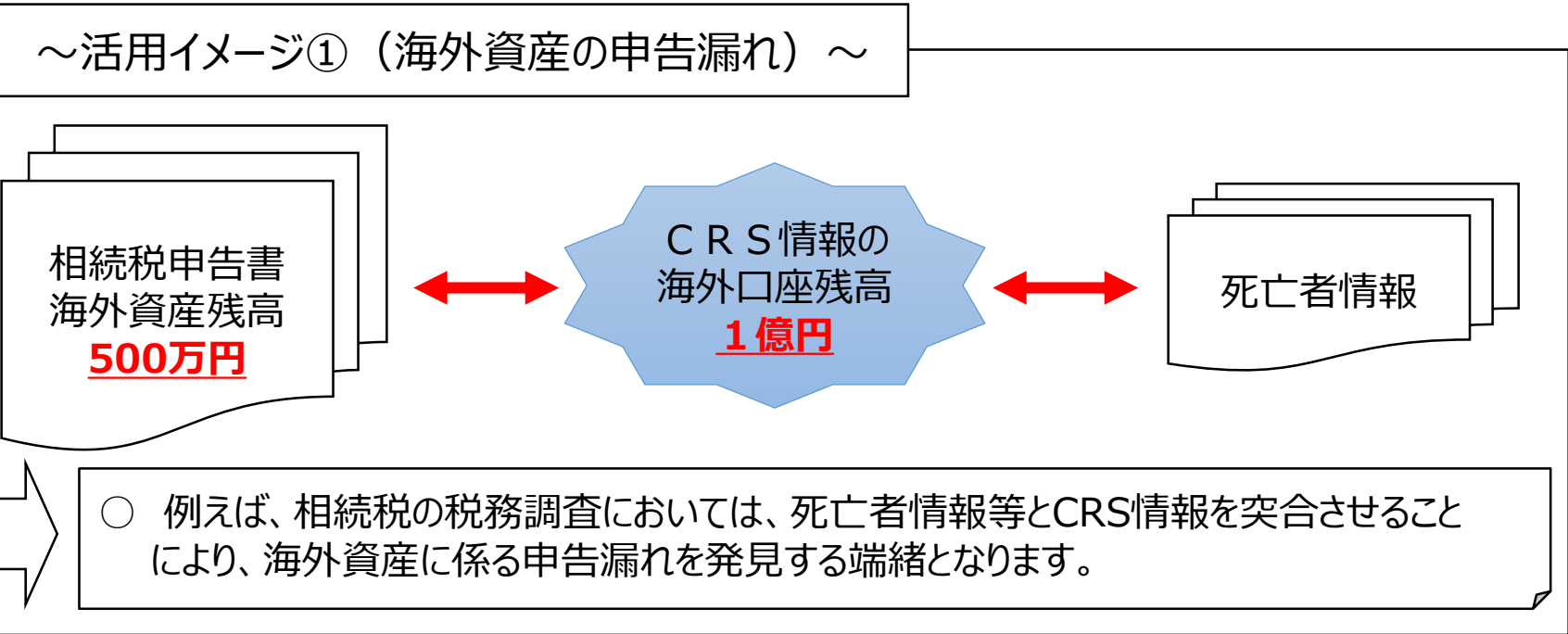
(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年10月31日現在: 101か国・地域)とは一致しない。

情報収集の拡大

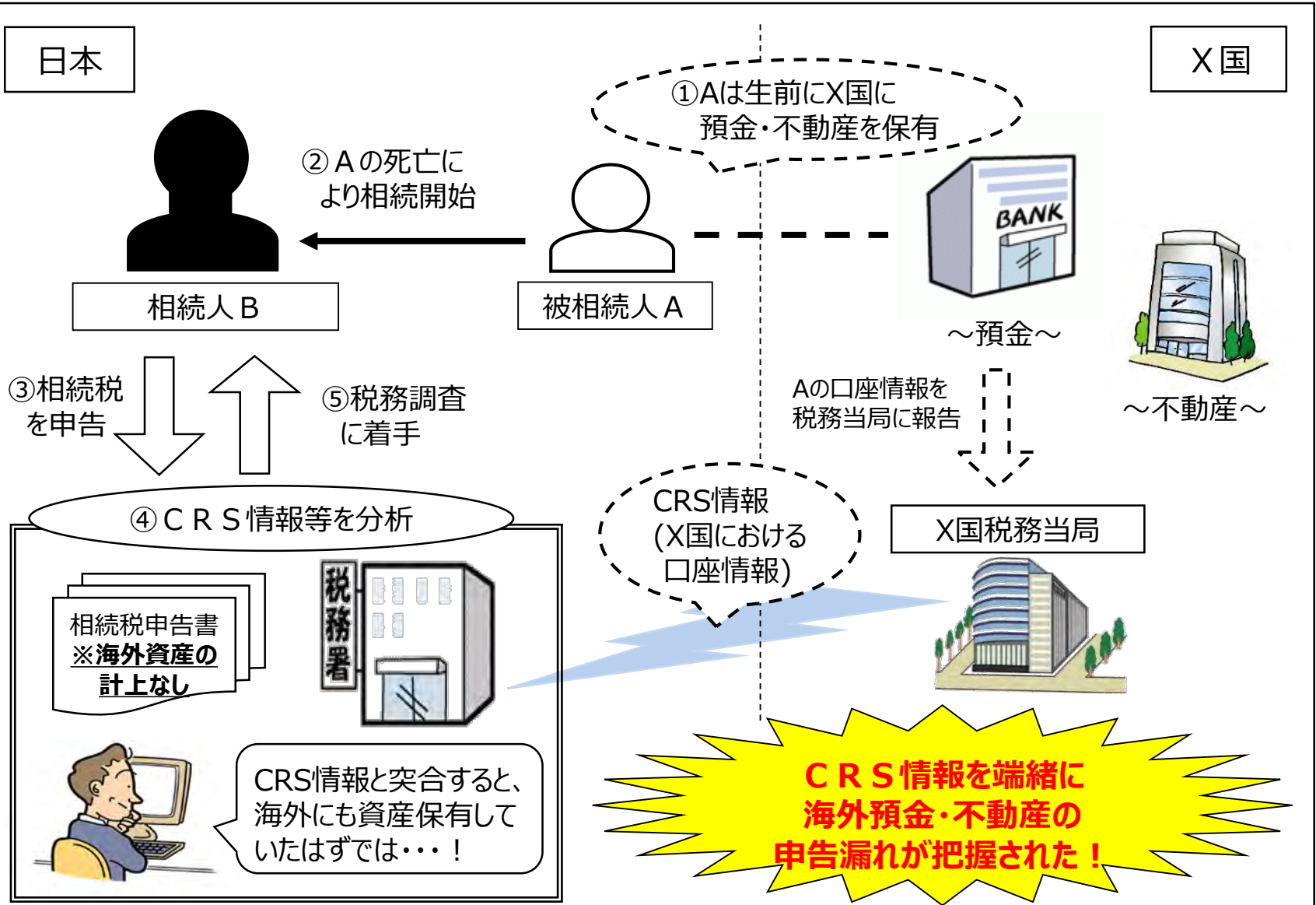
CRS情報の活用イメージ・調査事例

- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

～CRS情報の活用イメージ～



～調査事例～



【調査事例の概要】

被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。

調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。

情報収集の拡大

【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

【照会情報】

- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

